

第 190 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期日 令和元年 10 月 21 日(月)
場所 ホテルプラザ菜の花 3 階「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 会長選出、会長職務代理者の指名	2
6. 議長の指定	3
7. 議事録署名人の指名	4
8. 非公開議案等の審査	4
9. 議案審議	4
第1号議案	4
第2号議案	7
第3号議案	9
10. その他	
(1) 県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定（変更を含む）手続きに係る「口頭意見陳述申出」への対応要領の一部改正について	1 1
(2) 第189回議事録の公開について	1 3
(3) 都市計画基本方針について	1 3
11. 閉 会	1 3

第190回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

令和元年10月21日（月）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 会長選出、会長職務代理者の指名
- 6 議長の指定
- 7 議事録署名人の指名
- 8 非公開議案等の審査
- 9 議案審議
第1号議案 ～ 第3号議案
- 10 その他
- 11 閉 会

第190回千葉県都市計画審議会
 令和元年10月21日（月曜日）
 於・ホテルプラザ菜の花 3階「菜の花」
 午後2：30～午後3：30
 出席委員 20名

第190回千葉県都市計画審議会出席委員
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	屋井鉄雄	都市計画・土木
	鎌野邦樹	法律
	鶴岡宏祥	農業
	福土正直	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千葉県議会議員
	田中幸太郎	千葉県議会議員
	守屋貴子	千葉県議会議員
	鈴木陽介	千葉県議会議員
	横山秀明	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	北村信 （代理・本間幸一）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長
	幸田淳 （代理・西村裕二）	農林水産省関東農政局長 農村振興部地方参事官
	吉田晶子 （代理・斯波恭太郎）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官
	石原康弘 （代理・坂井康一）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所長
	早川治 （代理・植竹昌人）	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長
市町村の長を 代表する者		
市町村議会の 議長を代表 する者	岩井雅夫	千葉市議会議長
	田中真太郎	習志野市議会議長
	市原重光	睦沢町議会議長

第 1 9 0 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令和元年 1 0 月 2 1 日 提 出

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 市原都市計画道路の変更について |
| 第 2 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業
廃棄物処理施設）の敷地の位置（市川市）について |
| 第 3 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業
廃棄物処理施設）の敷地の位置（市原市）について |

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第190回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに保坂都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

保坂都市整備局長 都市整備局長の保坂でございます。

委員の皆様には大変お忙しいところをご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。日頃より県政に多大なるご支援・ご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

本県におきましては、先月、台風15号、また19号ということで、広範囲、長期にわたり停電、それから莫大な数の住宅の損壊が発生いたしまして、本日、千葉県復旧復興本部を立ち上げ、被災された方への生活再建などを着実に進めることとしているところです。

本日の審議は、8月に第1回目をさせていただきまして、今年度2回目となります。

今回の議案としましては、市原都市計画道路の変更が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が2議案の3議案です。

議案等の内容については後ほど担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

また、8月の審議会において口頭意見陳述を行ったところですが、今後の口頭意見陳述の申し立てへの対応について、対応要領の一部改正についてお諮りさせていただきたいと思っております。また、「(仮称)千葉県まちづくりビジョン」の策定状況についても報告をさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いいたします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ20名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

以上です。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介させていただきます。

はじめに、学識経験者の委員として、日本大学教授の根上様に新たにご就任いただいておりますが、本日は所用により欠席されております。

また、学識経験者の委員におかれましては、任期が8月31日に満了となりましたが、屋井様、鎌野様、青柳様、橋本様、鶴岡様、秋田様、福士様に引き続きご就任いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わらせていただきます。

なお、本日もご出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

5. 会長選出、会長職務代理者の指名

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りいたします。

先ほどご紹介したとおり、学識経験者委員の方々には引き続きご就任いただいております。

本審議会の会長については、「千葉県都市計画審議会条例」第4条第1項の規定により「学識経験者委員のうちから委員の選挙によって定める」とされておりますので、今回の審議会で改めて会長を選出したいと存じます。

なお、選出にあたりましては、お手元の「学識経験者委員に関する資料」をご参照ください。

また、選出方法は、自薦、他薦で行いたいと存じます。

どなたか、自薦、他薦はございますか。

委 員 お手元の資料で、在任年数、都市計画がご専門で、大変ご高名で、なおかつ大変経験が豊富でいらっしゃる屋井委員に会長をお願いできればと思ひまして、推薦させていただきます。

司 会 ただいま、屋井委員に会長をとご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司 会 皆様、ご異議がないとのことですので、屋井委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。

屋井委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま新会長に選出されました屋井委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 ただいまご推薦をいただきました東京工業大学の屋井でございます。

先ほど資料がありましたが、私もけっこう長いことこの場にいたわけですが、この席(会長職務代理者席)に座っているのを覚えておられるかもしれませんが、大体この席に座っておりまして、基本的には議事の進行を妨げないという立場でありましたが、あまり出席も芳しくなかったところもあります。長いこと務めているということもあったようでありまして、この任を背負わせていただくことになりました。

せっかくの機会ですから、若干話をさせていただきます。

お手元の今の資料、この中で私の肩書、所属等がございます。東工大ですから、私の大学は千葉にありませんし、実は住んでいるところも千葉ではありませんので、過去に千葉

県さんとどんなお付き合いがあったかなと思ひ起こしてみたところですが、あまりないんですよ。ただ、もうずいぶん前ですが、総合計画をつくるに関わったり、確か道路関係でも1度あったような気がするのですが、あまりこの審議会以外ではなかったように思います。

しかしながら、個人的には、一方的に千葉県さんにお世話になっているなというのは幾つもあります。例えば、成田空港なんて最たるものですね。毎回、外国に行くときには使わせていただき、あるいはアクアラインもそうですし、食べ物もそうです。今回は大変な被災をされて、本当にお見舞い申し上げたいところではありますが、我々の生活は、千葉県さんによって立つところもあります。

特に、自分で交通の関係の仕事が多いものですから、鉄道や空港、道路、そういったことの仕事もいろいろなところでさせていただきますが、飛行機で帰ってくると、羽田空港には必ず千葉の上空を通過して帰ってくる。千葉県さんのご理解がなければ我々は絶対に羽田に戻れない。そんなことがありますして、私は20年ぐらい前から、ぜひ東京の市街地上空もきっちりと飛行機を飛ばすんだということを申し上げておりましたが、今回ようやくそういうことが実現するという事です。東京のこの世界一大きな都市圏に住んでいるということは、さまざまなベネフィットもありますが、一方で、いろいろなことをお互いに負担し合っていくということも当然ながら必要です。そういうことで、来年に向けて、一定程度ですが、千葉県さんだけではないという、負担を分担し合う関係ができることも大変結構だなと考えているところでもあります。一方的にお世話ばかりしていただいているという気持ちもありましたけれども、この機会ですので、ぜひ役割を担いたいと思います。

もう一つ、この名簿にはありませんが、たまたま今、産官学連携の副学長というのを大学のほうでさせていただきます。大学の外にある組織はすべて産官学に入っておりますので。大学はうちだけではありませんが、今、社会との結びつきを強化して、いかに大学も発展し、そして日本のイノベーションもまさに進展させるかという瀬戸際にもありますので、そういう意味でも、いつもお世話になっている方々ばかりでございますので、ぜひ皆様のご協力をいただきながら議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。

次に、「千葉県都市計画審議会条例」第4条第3項の規定により、会長の職務代理者を会長が指名することとなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 ただいまの説明のとおりですが、私からは、今日は欠席であります。都市計画の分野で大変経験が豊富でいらっしゃいます日本大学の根上委員を職務代理者に指名させていただきます。よろしくお願ひします。

司 会 それでは、根上委員には職務代理者をお引き受けいただくこととし、根上委員へは事務局よりお知らせいたします。

6. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、屋井会長、よろしく願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

7. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

鶴 岡 委 員

鈴 木 委 員

お二人によりしくお願いいたします。

8. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日ご審議いただく案件は、お手元の資料のとおり3議案ありますが、非公開の取り扱いに関して、事務局から提案はありますか。

事務局 本日の審議会に付議された議案は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないということでいかがでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 「異議なし」の声ですので、非公開はないということで進めさせていただきます。

次に、傍聴人について、いかがでしょうか。いらっしゃいますか。

事務局 本日は傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 了解しました。

報道関係はいかがですか。

事務局 報道関係者の方もお見えになっておりません。

会 長 了解です。

9. 議 案 審 議

会 長 本日の案件は3件ですが、毎度のことでありますが、大変重要な案件ですので、十分ご審議ください。

議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりで、朗読は省略させていただきます。

これから審議に入らせていただきます。事務局から説明を簡潔にお願いします。

第1号議案

会 長 それでは、

第1号議案 市原都市計画道路の変更について
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案「市原都市計画道路の変更」について説明いたします。

ご審議いただきますのは、市原市の牛久地区における都市計画道路の見直しに伴う都市計画の変更となります。

はじめに、都市計画道路の見直しについて説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

決定されてから20年以上未整備となっているいわゆる長期未着手都市計画道路については、社会経済情勢の変化に合わせた見直しが全国的な課題となっており、国において見直しに取り組むよう通知がなされたところです。

また、本県においても、平成22年に「千葉県都市計画道路の見直しガイドライン」を策定し、各市町村において検討を進めるよう通知しており、これらを受け、都市計画道路の見直しが進められているところです。

次に、千葉県全体の都市計画道路の整備状況について説明いたします。

次のスライドをご覧ください。

千葉県では、県全域の都市計画道路1,110路線・約2,639kmのうち56%が整備済みとなっており、11%が事業中、33%が未整備となっております。

次のスライドをご覧ください。

この未整備区間について、県内47市町村において検証が進められており、現在、31の市町村で見直し候補路線を選定したところです。

このうち11市で既に都市計画変更の手続きが行われ、41路線・約50kmの区間で道路を廃止し、また16路線・約33kmの区間で幅員の縮小等を行っております。

次のスライドをご覧ください。

市原市における都市計画道路の整備状況について説明いたします。

市内全域の都市計画道路64路線・約204kmのうち68%が整備済みとなっており、5%が事業中、27%の区間が未整備となっております。

次のスライドをご覧ください。

これは、市原市の都市計画マスタープランの将来都市構造図です。

市では、マスタープランに「コンパクト・プラス・ネットワーク」を位置づけ、点線で丸く示したJR内房線の駅周辺などを主要な拠点に、また、上総牛久駅周辺を地域拠点に位置づけております。これらの拠点を連携する国道16号から内陸部に向かう放射状のネットワークなどを基本として整備を進めることとしています。

都市計画道路の見直しは、これらの整備方針と整合を図りながら進められております。

次のスライドをご覧ください。

こちらは見直し候補路線の選定の流れを示したものです。

市では、県のガイドラインに基づき、段階を踏みながら検討を進めてまいりました。

まず、未整備区間について、「地形などの制約条件」「長期的な整備計画」「防災計画との整合」「広域的な道路ネットワークとの整合」などの観点から評価を実施し、20路線・約22kmを廃止または一部廃止の候補路線としております。

次に、これらの候補路線を廃止した場合について、ネットワークを検証した上で交通量など支障がないことを確認し、さらには住民合意や国などの関係機関との調整を進め、合

意形成や調整の整った路線から都市計画道路の廃止または変更を行います。

次のスライドをご覧ください。

こちらは市原市の見直し状況になります。

廃止または一部廃止候補の 20 路線のうち、14 路線・約 18.3km については、昨年 12 月の都市計画審議会でご審議いただき、都市計画道路の廃止または変更を行いました。

今回の手続きでは、牛久地区の 6 路線・約 3.5km について廃止し、あわせて廃止する路線が接続する 1 路線を変更します。このうち、廃止する 3 路線と変更する 1 路線の計 4 路線については、国県道と重複する区間があることから、県が変更いたします。

今回の手続きにより、市原市の都市計画道路の見直しが完了することとなります。

続きまして、今回変更する都市計画道路の位置について説明いたします。

お手元の付議書 4 ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

今回見直しを行う牛久地区ですが、JR 五井駅と市内陸部を結ぶ小湊鉄道の上総牛久駅周辺における赤線で囲んでいる区域となります。

次に、5 ページの位置図拡大図、またはスクリーンをご覧ください。

県が手続きを行う路線は、赤線で示した西側より、3・4・56 号牛久西線、3・3・51 号牛久駅南口線、3・4・55 号米沢中線、及び 3・4・52 号牛久田尾線の 4 路線となります。

また、市が手続きを行う路線は、オレンジ色の線で示した 3 路線となります。

次に、6 ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

上総牛久駅周辺の計画図です。

牛久地区においては、昭和 60 年代に面的な市街地整備を計画し、市街地の形成に必要な都市計画道路を決定しました。

具体的には、上総牛久駅の南北に駅前広場及び駅前線を配置するとともに、国道 297 号を骨格として、市街地内には格子状の道路を計画したところです。

しかしながら、本地区については、近年の社会経済情勢により新市街地の整備を必要とするような人口増加が見込まれないことから、市では、面的な基盤整備ではなく、既存道路の交通安全対策や下水道整備などにより住環境の向上を図ることとしております。

このようなことから、市街地整備計画とあわせて計画された地区内の 6 路線について廃止することとし、国道 409 号及び県道牛久停車場線と重複する米沢中線、牛久西線、牛久駅南口線の 3 路線について、県において廃止の手続きを行うものです。

また、この廃止に伴い、国道 297 号と重複する牛久田尾線は、接続している路線が廃止となることから、右折レーンのために標準幅員より拡幅している 3 ヶ所において標準幅員とする変更を行います。併せて、本路線の車線数が未決定であったことから、2 車線と決定いたします。

以上が説明となります。

最後に、本議案について、市が決定する路線とあわせ、7 月 9 日から 23 日までの 2 週間、案の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で第 1 号議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 1 号議案「市原都市計画道路の変更について」でありました。今の説明に対して、何かご意見、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

会 長 特段ご発言はないようですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 これは明快な議題だと思いますので、早速、採決に入りたいと思います。
それでは採決いたします。

第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

第2号議案

会 長 次に、

第2号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業
廃棄物処理施設）の敷地の位置（市川市）について

です。

事務局から説明をお願いします。

事務局（市川市） 第2号議案について説明いたします。

議案書見出しの2番をお開きください。

最初のページは付議書となっております。

本日付議する案件は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件です。産業
廃棄物処理施設の計画に係るものです。

次の1ページをご覧ください。処理施設の敷地の位置についてです。

施設の設置者は、新和環境株式会社 代表取締役 梁川哲です。

敷地の位置は市川市本行徳で、敷地面積は 1,652.89 m²です。敷地は工業専用地域に位
置しています。

2ページをご覧ください。計画概要です。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

施設の処理能力は、破碎施設が2基で、そのうち1基は既存となっており、がれき類が
1日当たり 198.0 トンで、そのうち 85.6 トンが既存の施設です。

廃プラスチック類は 44.0 トンとなっております。

建築物は既存で6棟建っております。

申請理由としては、建築物の解体工事に伴う廃棄物の増加に対応するため、処理品目の
追加及び既存の破碎施設の処理能力が増加することにより、がれき類の処理能力が1日当
たり 100 トン、廃プラスチック類の処理能力が6トンを超えることから、許可が必要とな
るものです。

3ページをご覧ください。「位置図」により説明いたします。

計画地は、京葉線市川塩浜駅から北東に約 1.8km の位置にあり、用途地域は工業専用地
域になります。

4 ページをご覧ください。「計画図」により説明いたします。

計画地は、幅員 10m の開発道路（私道）に接しております。

主な搬出入経路は、千葉方面から国道 357 号（湾岸道路）を利用し、市所有地から開発道路を経由して申請地に至る経路です。また、東京方面からは、同様に国道 357 号を利用し、市道を経由して申請地に至る経路となります。

5 ページをご覧ください。「施設の概要」及び「審査指標」です。

計画地の近傍には、既決定の都市施設（都市計画道路 1・2・1 号、3・1・2 号、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場）がありますが、影響を及ぼす位置ではありません。また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

計画地の周辺には、許可基準である 100m 以内の範囲に、学校、病院等環境に配慮を要する施設はありません。

計画地は、幅員 10m の開発道路（私道）に接しております。

搬出入車両は、1 日当たり最大 188 台（往復）と予想しており、発生交通量については、主な搬出入経路である国道、市道、私道に対して交通渋滞など影響がなく、支障がないと考えております。

次に、6 ページの「配置図」です。

赤枠の引出線の施設が、今回の処理能力を変更する施設です。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

開発道路を経て搬入したがれき類及び廃プラスチック類は、受入保管ヤードを経て破碎施設に投入されます。

破碎施設にて破碎したがれき類や廃プラスチック類は、製品保管ヤードである⑤⑥などに運ばれ、製品として保管されます。その後、がれき類や廃プラスチック類は製品として売却されます。

施設内には緑地を 10% 設けております。

なお、施設内での機械の稼働時間は 8 時から 19 時となります。

敷地内の排水について説明いたします。

計画地内の排水については、破碎処理に伴う処理水は生じません。

雨水については、既存の油水分離槽を経て、西側の開発道路の側溝へ排出する計画となっております。

汚水については、浄化槽で処理した後、西側の開発道路の側溝へ排出する計画となっております。

続きまして、7 ページの「環境関係法令等との適合状況について」をご覧ください。

環境対策について申し上げます。

計画では、がれき類などを破碎機などにより処理する内容です。

生活環境影響調査項目としては、破碎機などの稼働による大気汚染（粉じん）、騒音などを選定しております。

大気汚染（粉じん）に関しては、散水設備など粉じん発生を防止するための対策を講ずることで適合しております。

騒音に関しては、施設を稼働する時間帯である規制値、昼間 70dB に対して予測値の最大値が 68dB となっており、基準値に適合しております。

また、事業者は、県廃棄物指導課及び市生活環境保全課との事前協議が終了しており、この中で、生活環境影響調査報告書の内容の審査を行い、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

スクリーンの資料をご覧ください。「付近建築物用途現況図」です。

敷地境界線から周囲 100mのラインと 200mのラインを示しており、図上の青色に塗った建築物が事務所の用途、水色が運輸・倉庫施設の用途、ピンク色が遊戯施設の用途、紫色が工業施設となります。計画地の周囲 100m以内に、学校や病院など環境に配慮を要する施設はありません。

事業者が近隣の事業者等へ事業内容を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま第 2 号議案について事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございますか。

（「なし」の声あり）

会 長 　それでは本件についての採決に移ります。

第 2 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

会 長 　全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 2 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 3 号議案

会 長 　次に、

第 3 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（市原市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（市原市） 第 3 号議案について説明申し上げます。

案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件です。

議案書の 1 ページをご覧ください。

施設の設置者は、株式会社市原三久 代表取締役 矢部宗利です。

敷地の位置は、市原市上高根に位置しており、敷地面積は 4,606.76 m²で、用途地域の指定はなく、市街化調整区域となっております。

続いて、2 ページの「計画概要書」をご覧ください。

施設の種類は、産業廃棄物処理施設です。

施設の処理能力は、破碎施設が 2 基で、そのうち 1 基は既設となっており、廃プラスチック類が 1 日当たり 34.47 トンで、そのうち 4.31 トンが既設となっております。木くず

が1日当たり34.80トン、がれき類が1日当たり42.48トンとなっております。

申請理由としては、この施設は、現在、建築基準法第51条の許可が必要ない処理量で廃プラスチック類の破碎処理を行っていますが、処理品目及び処理量を増加するにあたり、処理能力が5トンを超えることから、許可が必要となるものです。

敷地内の建築物は合計2棟で、そのうち1棟が新築となっております。

次に、3ページの「位置図」をご覧ください。

計画地は赤で示した場所で、小湊鉄道馬立駅から南西に約1.7kmに位置しております。

4ページの「計画図」をご覧ください。

搬出入経路は、青く塗られた市道6634号線で、幅員は6.5mです。

5ページの「議案概要」をご覧ください。

「1 施設の概要」については、先ほど説明したとおりです。

「2 審査指標」については、千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準及び許可指針に基づき審査を行い、適合性を確認しております。

「敷地の位置」については、近傍に既決定の都市施設はなく、敷地境界から100m以内に学校、病院等はありません。

「搬出入計画」については、幅員6.5mの市道に接しており、車両の通行に支障はありません。

「施設計画」については、敷地内に保管施設及び破碎施設が適切に配置されており、敷地周囲に安全上有効な高さ3mの万能鋼板が設置されております。また、敷地内の緑地も敷地面積の10%以上確保されております。

6ページの「配置図」をご覧ください。

赤枠の引出線の施設が、今回、許可の対象となる施設です。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

搬入した廃棄物は、トラックスケールにて計量後、展開検査場で選別され、契約内容に基づいて各処理施設へ運ばれます。

処理された廃棄物は、保管施設で保管され、その後、搬出されます。

計画地内の排水については、破碎処理に伴う処理水は生じません。

雨水については、油水分離槽を経て、側溝へ排出する計画となっております。

なお、汚水については、浄化槽で処理した後、側溝へ排出する計画となっております。

7ページの「環境関係法令等との適合状況」をご覧ください。

環境関係法令については、大気汚染や騒音振動などの基準適合が求められておりますが、それぞれ基準に適合した計画となっており、環境に対する影響に支障はありません。

なお、環境部局においても、支障ない旨が確認されております。

最後に敷地の周囲状況をご確認いただきます。

スクリーンの「付近建築用途現況図」をご覧ください。

これは、敷地境界線から周囲100mの範囲と200mの範囲を示したものです。紫色が工業施設、青色が事務所となっております。敷地周囲に住宅はなく、学校及び病院等もありません。

なお、隣接する土地及び建物の所有者に、今回計画の資料配布と説明を行い、支障がない旨を確認しております。

説明は以上となります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま第3議案について事務局の説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございますか。

委 員 　関係ない話になりますが、51条には問題はないのですが、今、2ヵ所ほど廃プラスチックの破砕が出ていましたが、今、廃プラの処理はどういう方向になっているのでしょうか。どなたか役人の方がお答えいただければ。

事務局（市原市）　この件に限ってですが、廃プラスチックについては、プラスチック原料として処理するということになっております。

委 員 　原料として処理する。

事務局（市原市）　はい、そうです。

委 員 　今、廃プラが日本じゅうあふれちゃって焼却が間に合わないので、一廃の施設に持って行ったらどうかという国の通達みたいなものが出ていたと思うのですが、その扱いは県ではどうなっているのでしょうか。

事務局　今の質問につきましては、本日、関係する環境部局が出ておりませんので、調べて回答させていただきたいと思っております。

委 員 　すみません。よろしくどうぞ。

会 長 　どうもありがとうございました。案件に広くは関わるという質問でございましたね。ほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

会 長 　それでは採決に入ります。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（ 　 挙 手 全 員 ）

会 長 　全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

以上をもちまして、予定されている第1号から第3号の議案の審議はすべて終了しました。

10. その他

（1）要領改正について

会 長 　事務局から、ほかに何かありますか。

事務局　冒頭でお話ございましたように、「県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定（変更を含む）手続きに係る『口頭意見陳述申出』への対応要領」の一部改正についてご審議いただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

会 長 　それでは、都市計画課長、どうぞお願いします。

事務局　では、説明させていただきます。

前回の審議会において、松戸市が施行する土地区画整理事業に関し口頭意見陳述を実施

し、ご審議いただいたところですが、今後、口頭意見陳述の申し出が多数あり、審議会当日だけでは対応が不可能な場合等に備えるため、今回、口頭意見陳述の対応要領の改正を行うものです。

お手元にお配りした改正のポイント及び要領の改正案をご覧くださいと思います。

まず、今回の改正のポイントの1点目として、審議会と口頭意見陳述の日程調整ができなかった場合、また、申立人が多数あり審議会だけでは意見陳述の実施が困難な場合、要領第3条第1項のように、審議会とは別に事前に口頭意見陳述を実施できるものとしてと考えております。

2点目として、事前に行う場合の口頭意見陳述の聴取者ですが、第2項にありますように、会長及び出席可能な審議会委員が行うものとしてと考えております。

3点目として、公平・公正な、そして充実したご審議をいただくため、第3項のように、事前の口頭意見陳述に出席できない委員の方からあらかじめ書面にて申立人への質問を募りまして、当日、質問を行うものとしてと考えております。

4点目として、口頭意見陳述の審議会への報告として、第4条のとおり、口頭意見陳述の内容を記録した議事録及び要旨をまとめた録取書を作成して審議会へ報告するものとしてと考えております。

5点目として、口頭意見陳述等の公開についてですが、審議会は原則公開となっておりますが、口頭意見陳述は申立人ご本人による口述となるため、個人情報保護の観点から非公開とすること。また議事録については、申立人の名前や、本人が特定されるような個人情報等の不開示情報を除いた形で公開にしたいと考えております。

なお、口頭意見陳述の進め方については、お手元の口頭意見陳述の流れに図示してありますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

2ページ以降にフローがあったり、改正の案がありますが、今の説明について、ご質問やご意見ございますか。

これは、「会長及び出席可能な審議会委員」ということで、会長はマストなんですね。そこに反対はないかもしれませんが。あとは、出席可能な審議会の委員の方にご協力いただくということになります。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、ただいまご説明いただきました「口頭意見陳述申出」への対応要領ですが、採決に入りたいと思います。

正式に申し上げますと、「県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定(変更を含む)手続きに係る『口頭意見陳述申出』への対応要領」について、事務局提案のとおり改正することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成ですので、よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、「県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定(変更を含む)手続きに係る『口頭意見陳述申出』への対応要領」について、事務局提案のとおり改正す

ることといたします。

どうもありがとうございました。

(2) 第189回議事録の公開について

会 長 事務局からほかに何かありますか。

事務局 前回、8月2日に開催した第189回都市計画審議会の議事録公開についてお話させていただきたいと思います。

前回の第5号議案で土地区画整理事業に係る口頭意見陳述及びその後の審議については、非公開ということで実施させていただきましたが、ただいま採決いただきましたように、非公開で行った部分の議事録についても個人情報等の不開示情報を除いた形で作成して、他の審議会の議事録とともに公開させていただきたいと、そのように考えております。議事録作成後、記事録署名人の委員の方の確認をいただいた後、公開させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(3) 都市計画基本方針について

会 長 事務局から、ほかに何かありますか。

事務局 最後に、現在、県のほうで検討を進めております「千葉県まちづくりビジョン」の策定について、今回、報告させていただきたいと思います。担当班長より簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 現在、検討を進めている都市計画基本方針について、「仮称 千葉県まちづくりビジョン」としてありますが、現時点での骨子・素案について報告いたします。

本ビジョンについては、都市計画、観光、農業、防災、福祉、経済、ICTなど学識経験者からなる都市計画基本方針策定検討会議において意見をいただきながら作成を進めているものです。

今回、ビジョンの検討を進めるにあたり、都市計画審議会委員の皆様の意見を伺いたく、本会にて報告するものとなります。

それでは説明いたします。

本ビジョンについては、

- ・人口減少などに対応した都市構造の転換
- ・効率的な都市経営を行うための広域的連携の要請
- ・高速道路網の整備効果を受けた産業誘致
- ・ライフスタイルの変化やICTなどの新技術の進展

などの背景を受け検討を進めているところです。

少し、本県のまちづくりを取り巻く状況について説明いたします。

本県の人口は、1950年では約214万人でしたが、約70年後の2019年には約628万人へと、3倍に増加いたしました。

人口増加時期のまちづくりにあっては、都市の拡大をコントロールし、急増する人口のための市街地をいかに整備し、また、高度成長を支える産業用地を計画的かつ速やかに整備することが課題となっておりました。

本県においても、1969年の千葉ニュータウン事業の着手、1991年のかずさアカデミアパークの起工、98年、99年の金田やTX沿線の土地区画整理事業の着手など、社会情勢の変化に合わせ必要なまちづくりを進めてきたところです。

現在、本県の人口はピークを迎えており、今後、減少となることが推計されております。国立社会保障人口問題研究所の発表では、本県の人口は、2045年に約546万人と、平成元年頃の人口まで減少すると予測されております。

全国的な人口減少は、千葉県においても進むことが予想されていることから、いかに、このような状況になっても前向きに捉え、人々の豊かな暮らしが実現するかが重要になってくると考えております。

次に市町村別の高齢化率についてです。

1970年ではすべての市町村で高齢化率は20%未満でしたが、徐々に高齢化率が上がり、2045年の推計値では、南房総や九十九里、東総地区などでは高齢化率が50%を超えるとされています。

2人に1人が高齢者となる社会において、どのようなまちづくりが必要であるかを考える必要があります。

次に人口集中地区についてです。

人口集中地区は、ヘクタール当たり40人以上の市街地を示したものですが、1960年から1995年を比較しますと、大きく市街地が拡大しました。

しかし、現在の状況としては、人口集中地区が減少している都市があります。これは、人口流出や減少により1世帯当たりの人員が減少し、都市の低密度化が進みつつあることが原因であると思われます。

地域によっては、今後進む都市の縮退に対して、どのようなまちづくりを進めるのかの検討が必要となっています。

次は社会情勢の変化ですが、これからのまちづくりはIoTやAIなどの先端技術により大きく変化することが考えられます。技術革新を見据えながらまちづくりの検討を進める必要があると考えています。

次も社会情勢の変化ですが、高齢者だけでなく、若者の間にもゆとりある多様なライフスタイルを求める傾向が増えつつあり、このようなライフスタイルの変化を踏まえたまちづくりの検討も重要と考えています。

以上が、30年後の千葉県を取り巻く社会情勢の変化となります。

これらを踏まえ、まちづくりビジョンの策定では、大きく3点を目的にして検討を進めようと考えています。30年後の将来を見通した県全体のまちづくりの方向性、市町村の連携を強化する広域的な仕組みづくりの考え方、まちづくりビジョンを実現するための考え方です。

次は、まちづくりの課題です。

都市の構造については、人口減少に対応したコンパクトな都市構造への転換や、中心市街地の再生、空き家・空き地などの都市のスポンジ化への対応などが課題として考えられ

ます。このほかにも、「暮らし」「仕事」「環境」「安心」「経営」などの切り口で千葉県の実情を踏まえ、整理しています。

これらの課題の整理から、「人々が暮らしたい、暮らし続けたい、魅力ある豊かなまち」を目指すべき「まち像」として掲げてはどうかと事務局では考えております。

そして、6つの切り口ごとに目標を設定いたします。

一つ目として、まちづくりの骨格である都市の構造です。全国的な方向ではありますが、目標として「地域の個性を生かしたコンパクトなまち」を掲げております。これを受けた方針としては、多様な拠点を結ぶコンパクトなまちや、再生のまちづくりなどを掲げており、国の委員会においても、コンパクトやネットワークが示されています。

次に、二つ目として、まちづくりは様々な人の暮らしの豊かさを実現するものであり、様々なライフスタイルを実現する場である必要があります。そのため、目標として「多様なライフスタイルが実現できる魅力あるまち」を掲げ、人にやさしいまちづくり、多様なライフスタイルをさせるまちづくり、活力ある農山漁村地域のまちづくりなどを方針としています。

次に、三つ目として、まちづくりは、人々の働く場を支えるものであり、高速道路などのインフラ整備の波及効果や、地域の歴史、文化を活かした観光など、様々な人の仕事を支えるものです。このための目標として「地域資源を活かし、多様な働く場のある活力あるまち」を掲げ、多様な産業が成長するまちづくり、地域資源を活かした魅力あるまちづくりなどを方針とし、戦略を考えています。

次に、四つ目として、まちづくりにあっては、地域環境との共生はもちろん、ICTを活用した新たな環境づくりが重要であると考えています。このための目標として「環境と景観に配慮しICTを活かしたスマートなまち」を掲げ、方針、戦略を検討しています。

次に、五つ目として、豊かな暮らしも、活力を生む産業も、環境に調和したまちづくりにおいても、重要となることは災害への対応も含め安全・安心の確保となります。このため、「安心」を切り口として「災害に強く人々が安心して暮らせる安全なまち」を目標として掲げ、方針、戦略を検討しています。

次に、六つ目として、最後に経営の視点です。持続可能なまちづくりを実現する上で、市町村間の横の連携だけでなく、多様な団体、機関などとの連携により協力し合うことが重要と考えています。このため、「多様な連携による効率的で持続可能なまち」を目標として掲げ、方針、戦略を検討しています。

そのための方針として、次の6つの方策を考えています。

- ・行政、企業、県民の連携によるまちづくりの推進
- ・まちづくりの見える化の推進
- ・県民力の活用
- ・まちづくり教育と人材育成の推進
- ・具体的な計画づくりと確実な事業の実施
- ・政策と事業のPDCAサイクルによる推進

以上が、現在検討中のまちづくりビジョンの骨子の素案となります。

今後といたしましては、委員の皆様のご意見、市町村の意見をいただき、案を作成し、パブリックコメントを経るなどして、ビジョンの作成を進めてまいります。

本ビジョンの検討にあたっては、皆様の意見をぜひお伺いしたいと考えております。本日は時間の都合上、十分な時間を設けることができないことから、後日、照会文書を送付、または委員の皆様を訪問し、ご意見をいただきたいと考えております。ぜひとも、貴重な意見をよろしくお願いたします。

以上となります。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、「(仮称)千葉県まちづくりビジョン」の策定ですが、ご意見については、別途、事務局からお伺いするとのこと。

であります。ぜひということであれば、ご意見をこの場でいただければと思います。ご意見があれば、ぜひお聞きしたいのですが。第一印象でも構いませんが。

よろしいですか。

意見を文面を出していただいて、その後すぐにパブリックコメントに行ってしまうのですか。

事務局 市町村、また関係機関との調整を図らせていただいた後に。

会 長 それから、ビジョンですから、具体的な内容はあまり書かれていないかもしれないけれども、県民の方に多く関わることだから、できるだけ県民の方に直接伝わるような工夫をされるとか、そこからの意見もいただくような機会を設けるとか、そういうことができたならさらにベターだと思いますので、ご検討いただければと思います。

それでは、本件はよろしいでしょうか。今後またご意見の照会があると思いますが、よろしくお願したいと思います。

さらに、事務局から何かほかにありますか。

事務局 ございませ。

会 長 それでは、これで本日の審議は終わっていますので、この後の進行は司会のほうで願いたします。

11. 閉 会

司 会 これで、第190回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —